

# 議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和元年8月19日（月曜日）

開 会 午後 1時08分

閉 会 午後 2時50分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 13人

座 長 江西 照 康

副座長 松井 邦 人

委 員 久保 大 憲

// 泉 英 之

// 上野 蛭

// 押田 大 祐

// 高田 真 里

// 高道 秋 彦

// 大島 満

// 松尾 茂

// 尾上 一 彦

// 村石 篤

// 赤星 ゆかり

4 欠席委員 1人

委員 木下章広

5 職務のために出席した者

**【議会事務局】**

事務局長 島 静一

理事（事務局次長） 浦野 弘司

参事（議事調査課長） 福原 武

議事調査課長代理 石黒 隆司

議事調査課副主幹（議事係長） 中山 崇

議事調査課主査 酒井 優

## 6 協議結果について

### ・議員政治倫理条例について

条例についての協議を行う前段階として、委員間で倫理に対する認識を共有するため、現在、倫理的に問題があると思われる具体の事例を取り上げて、意見交換を行った。

委員からは、問題となっている事柄を議論した上で倫理について共通認識がなければ話を前に進めることはできないという意見がある一方で、まずは条例についての議論を行い、策定の過程で個別の問題を取り上げるべきだという意見もあった。

さまざまな意見が出されたが、意見の一致を見ることはなく、問題意識や倫理観に大きな差異があった。

- ① 木下議員の問題（深夜の庁舎に出入りすること、誰もいない議会事務局に忍び込むこと、業務上知り得た議会事務局職員の携帯電話等に私的な連絡を入れること）について

木下議員の行動が倫理的に問題であるという意見では一致しているものの、糾弾決議が出ていることから本調査会で議論することが適切なのか判断できないという意見や、個別の案件を協議するよりも議員政治倫理条例の検討を早くするべきであるという意見があった。

一方で、倫理についての議論なしに議員政治倫理条例の話を前に進めるべきではないという意見や、倫理を逸脱した行為は現在も継続しており個人の倫理観で現状をどのように判断しているか議論するべきだという意見が複数あった。

- ② 会派光の会派事務職員の人件費（時給の金額の妥当性、補助業務の範囲）について

冒頭に会派光の上野委員から、政務活動費による会派事務員への人件費の支払いは運用指針上も問題はなく、倫理に反するものではないとの説明があった。

その後の意見交換では、改善するべきという指摘を受けたのであれば検討するべきだったのではないかという意見や、同一業種では時給に大きな差は生まれにくいことから業務に見合った金額であるのか疑問であるという意見があった。

一方で、運用指針で時給の上限を決めなければ金額の判断は難しいという意見や、会派事務職員としての勤務時間外であれば政党活動等も認められるという意見もあった。

## 7 会議の概要

座長 ただいまから議会改革検討調査会を開会いたします。  
最初に木下委員から都合により欠席するとの連絡がありましたので御報告いたします。

〔傍聴の申込み（7名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 まず、調査会記録の署名委員に、押田委員、高田 真里委員を指名いたします。  
これより、本日の協議事項に入ります。  
本日の協議事項は当初、公明党と日本共産党から提案があった議員政治倫理条例についてとするつもりでした。  
しかし、今年6月に議員政治倫理条例に関する請願が提出されて、議会運営委員会ではその請願を継続審査と決めたわけですが、皆さん御存じのとおり木下委員の問題が明らかになりました。私はこの問題を抜きにして、私どもの議会においてまだ倫理を語る段階ではないのではないかと考えております。  
皆さんも同様だと思えますけれども、木下委員の問題については報道をもとに知った事実

がたくさんあります。

報道によれば、議会事務局の女性職員にメールを送っていて、昨年6月にそのことについて議会事務局から注意を受けていたと。それは私どもは知らないところでしたが、それを受けて議会事務局では今年度から公用の携帯電話を用意したとのことであります。

そして令和元年6月13日に提出された議員政治倫理条例に関する請願では、上野議員とともに木下議員が紹介議員に名を連ねております。

その後、6月25日に誰もいない議会事務局に侵入したところを発見されて、6月27日の議会運営委員会において議員政治倫理条例に関する請願の審査を行って、そして7月1日にこの問題が公になったわけです。7月1日の各派代表者会議の後、この請願について紹介議員取消し申出書を提出されましたけれども、本人は現在、議員の進退については態度を明らかにしておりません。

本調査会もそうですが、欠席の理由も真っ当な理由ではないというふうに思っております。結果的に、たまたま事件が発覚してこのような状態になったわけですが、このようなことを同時に行いながら彼は政治倫理に対する大きな声を上げて、請願の紹介議員にもなって

いたわけです。

現在、彼は自分の進退を明らかにしていません。その後の態度をしっかりと表明していないということは、彼が実際に今まで声高に声を上げてきた倫理について、自分の行為はそれには抵触しないのではないかと。それ以外の倫理については直す必要があるけれども、自分のやったことについては倫理を問われる状態ではない、というふうに考えているとは限りませんが、そのように取られても仕方がないような状況が続いています。

倫理を語る際に、倫理とは一体具体的にどういったものなのか、各議員がそれぞればらばらな考えを持っているはこの話は前へ進みません。実際のところ、このような状態で倫理に関する条例をつくるというにはとても無理があると思います。

そういったことから、私どもが求められる倫理や倫理という言葉について、まずは皆さんの思いを語っていただくとともに、今回の木下委員の問題についても果たして私たちの倫理観からどのような問題があるのかということをもまずは議論したいと考えております。

あわせて、本年6月27日の議会運営委員会において、私は会派光の会派事務職員についても倫理的に問題があるというふうな思いを

一方的に話す機会を持ってしまいました。このことについては、会派光の島議員から一方的な話であって自分としてはその反論をしっかりと述べたいし、述べる場を設けてほしいという話がありました。この点についても、倫理的にどうなのか皆さんと協議したいと考えています。

以上の2点について話を進めさせていただきたいと思います。

まず、木下委員の問題については、具体的に法律に違反しているとかということは議論から外してください。そういったことは考えずに、そもそも深夜の庁舎に入り込んでいたということ、また皆さん御存じのとおり議会事務局の入り口にはドアもありませんので、こういった誰もいない議会事務局の執務室に入り込むこと、また業務上知り得た議会事務局の女性職員の携帯電話等に個人的な連絡を入れていたこと、私どもは報道で知ること多いのですが、木下委員が行った大きく分けて3つの問題について、彼が議員をやめないということは、それは倫理上の問題がないと同時に主張していることと同じだと思いますので、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

なかなか重い話からのスタートということに

なりますので、ベテラン議員である村石委員から考えをお聞かせください。

村石委員

率直に言って、座長の提案に対してこの場で個別具体的な問題を協議、審査するということは、私自身としては控えたいと思います。今この場でそういうことを協議するのではなくて、そういうことが起きた場合に議員政治倫理条例があった場合、どのように運営、審査していくのか、そのような条例を今後策定していくのかどうかを本来議論すべきであって、私としては個別のケースについてのコメントは差し控えさせていただきます。

座長

村石委員の意見もごもっともなところもあるかと思います。こういったことについては、村石委員は話合いをしたくないということですね。

松尾委員、いかがですか。

松尾委員

私ども公明党会派としてもこういった議員政治倫理条例というものの必要性をすごく感じていたものですから、これまでも議論をしっかりと深めていきたいと主張させていただいてきたと思っております。

ただ、今いろいろと問題といいますか事件と



いいですか、そういったことが実際に起こっている中で、木下委員の曖昧な態度というか、何を考えているのかははっきりしていないという状況については、自分としても公明党会派としても非常に怒っている—どういった言葉がいいのかわかりませんが—正直そういった状況であります。

議会改革検討調査会で、そういうときにどういった対応をとればいいのか、議員政治倫理条例に当てはまってくるのかなと思いますし、とにかくそういった議論を深めていく必要があるなと思います。

必要なか必要ではないのか、皆さんのいろいろな意見というものも大事にしたいという思いも当然ありますので、条例をつくるのかつくらないのか、そこも含めての検討になるのかもしれませんが、とにかく議論を深めていってほしいなという思いです。

座長

当然、議会で糾弾決議も可決していることから同じことだと思います。ただ、決議以降、議会としての行動が市民に見えているかどうかについては、私は見えていないと思うわけです。本調査会の場で議論することがふさわしいのかどうか、ふさわしくないと思われる方もいるのかもしれませんが、私はこの問題

を避けるべきではないと思います。

今、木下委員の行ったことをどのように捉えているのかをぜひ述べてもらいたいと思います。松尾委員は怒りが込み上げてくるという表現をされました。これは議員個人の話が絡んでくるからかもしれませんが、ぜひ皆さんは勇気を持って発言していただきたいと思います。

高道委員

基本的には、議員政治倫理条例は大切かなと思っています。木下委員のことがありましたので、このことを発端として、皆さんの共通した倫理観というものがどのようなものなのかをまず検討していただいて、この場合は倫理上セーフなのかアウトなのかということもある程度この場で話し合っていくべきかなと思っています。

皆さんもそうかもしれませんが、今の時期ですと地域などいろいろなところに出かけられると思いますが、この話が最近特に多いと思います。私たちは議員として、議会として、これをきちんと前向きに考えて取り組むべきだと思っています。

座長が言われるように、いろいろな話をここで聞かせていただいて、ある程度の方向性を示すことができればいいかなと思っています。

す。

座長

皆さんもいろいろと言われたことがあると思います。私の進行が悪かったのかかもしれませんが、そもそも深夜の庁舎に出入りすることがどうなのか。垣根のない、誰もいない部屋に入ることがどうなのか。これが法律で犯罪かどうかということはこれから進んでいくわけですが、これを一つの価値観で考えるという問題ではないと思います。やはりこれは倫理の問題だと思います。そういった具体論も含めて、ぜひ御意見を伺いたいと思います。

押田委員

議員政治倫理条例の話もあるのですが、まず今ここでやらなければならないのは、木下委員の行動が皆さんの考えている倫理規範に合うのかどうか。それがなければ条例の制定も何も進まないのではないかなと思っております。

ことし6月に「議員は…その倫理性を常に自覚し、良心と責任感を」という内容の議員政治倫理条例に関する請願が出ております。金沢市議会の例で「議員は…高い倫理観と品位を保持し…」とありますけれども、とてもではありませんがそううたえるような環境が今の富山市議会にあるのか。

座長が言われた、深夜の議会事務局に出入りするということですが、私は木下委員と同期ということもあり、実はよく話をしました。私自身もサラリーマン経験があって、深夜まで働くことが非常に多かったのですが、議員になって9時から17時まで、若干手が遅いのか18時くらいになることもありました。帰る際に出退勤表示のスイッチを押すのですが、木下委員のランプがまだついていたら同僚、仲間として早く帰るようにと言っていました。彼は、「そうですね」「早く帰らないとだめですね」と言っていました。しかしながら、何回言っても帰らないので、議員が帰らないと議会事務局の職員は帰れないよと促したこともあります。

テレビでしか見ていないのですが、木下委員は「私のような人間は注意をされなかったから腐っていった」と言っていました。彼は注意されていたのです。注意をされていたにもかかわらずそのようなことを言ったことは、私は正直にいうとさだなと思いました。

もしここに木下委員がいて、私が何度注意したのかと面と向かって話をすることもできます。ですから彼はうそをついているのです。申しわけないですが、そういう人間を正さない限り先輩方が言われた議会の議員政治倫理

条例の議論を進めるわけにはいかないと思っています。

座長

今、具体的な意見も話していただきました。  
上野委員、会派控室は隣ですね。私どもの自  
民党会派は木下委員と会派控室が離れている  
わけですが、押田委員はそういった注意をし  
ていたということです。当然ながら自分たち  
の考える倫理意識とはずれているわけですが、  
上野委員は木下委員についてどう思われます  
か。

上野委員

すみません、会派控室が隣であることは、何  
か関係があったのですか。

座長

私どもは会派控室が遠いので。木下委員は注  
意してくれる人がいなかったということです。  
上野委員は会派控室が隣で比較的近くにいた  
ということですから、彼が遅くまでいたのか  
どうかということを知っていたのか知らなか  
ったのかということも含めて。

上野委員

確かに請願については一緒に紹介議員になっ  
ていますが、木下委員は家族でも何でもない  
方なので、彼が24時間何をしていたのかま  
では把握していません。また、壁を隔ててい

ますし、扉もありますので、彼が一体何時に来て何時に帰ったのかまでは正直把握をしていません。

押田委員が注意されたという話なのですが、議長も正直報道を受けるまで知らなかった事実がたくさんあるとおっしゃっていたとおり、私自身知らなかったことが多いため、どう思うかと聞かれても、意見としては何とも申し上げにくいというのが率直なところです。

事前に本調査会の通知をいただいたときに、「倫理とは何か」という言葉がありましたので、インターネットの辞典にはなるのですが倫理という言葉を変えて検索してみました。それによると「人として守り行うべき道、善悪正邪の判断において普遍的な基準となるもの」とあります。「普遍的な」というところに関しては「ある範囲における全てのことに当てはまるさま、全てのものに共通しているさま」ということなので、やはり議員政治倫理条例という形で1つの共通認識を持つということは必要ではないかなと思います。

ただ、木下委員に関しては、確かに糾弾決議が可決されているのですが、この場で木下委員を糾弾するような話合いをするのが適切なのかどうか。本調査会として、木下委員の問題から倫理をひもとくということが果たして

適切なかどうか、私は判断しかねます。

座長

そんな人がいるはずはないと思ったのですが、例えば木下委員が今も態度をしっかりと表明していないということは、自分なりに議員を継続できる—それほど大きな倫理違反をしていないと思っているのではないかというふうに思います。

実際、彼は人のいないところの鍵をあけて入ったわけではないのです。普通に手続を踏んで入ってきたのでしょけれども、誰もいない深夜の庁舎に頻繁に出入りすることは、私は倫理的に大きな問題があると思います。誰もいない会派控室に入ることも、決して物をとったとかとらなかつたとかということは関係なく、そういったところには入るべきでないと思います。

そういったことについて皆さんはどう思うのか、ということをも改めて念を押して聞きたいというのが今の趣旨でもあります。

押田委員

木下委員の問題を本調査会で取り上げるべきかどうかという話が多少出ております。私はお盆休みの間にいろいろな方とお話しをしましたが、やはり市議会のことでは一番最初に聞かれるのは、「どうなりました」ということ

です。多分皆さんも一緒ではないかと思いますが、「どうなりました」と聞かれて、私はさっぱり姿を見せないのが報道にあるとおりですとしか答えられませんでした。

何だその程度か、という話で市民の方にも非常に残念がられましたけれども、もしここで議論しなかったら一体どの場で議論するのか。ここでやらないと何も進まないのではないのか。これから富山市議会としてやらなければならないことはたくさんあると思います。それを進めるためには、申しわけないですが、木下委員の問題をどこかで扱わないわけにはいかないのではないかなと思います。

座長 私がこの議題にしたことに賛同していただけるということですね。

上野委員は、ここではそういった議論をすべきではないということですね。

上野委員 議員政治倫理条例については話し合うべきだと思っていますけれども、個別の案件について、例えば政治倫理に関する審査会というものがない状態で、果たして議論すべきなのかどうかということ……

座長 政治倫理の何ですか。



上野委員 議員政治倫理条例を制定して、何という名前になるかはわかりませんが、政治倫理に反しているかどうかを審査するという委員会がない中で、本調査会でそういった話をすべきかどうかということについては、私は考えていません。

座長 当然、議員政治倫理条例について議論する委員会です。議論する委員会だからこそ、私は避けて通れない議題ではないかなと思います。2度確認しましたが、上野委員はそうではないということなので、了解しました。

久保委員 座長と皆さんとの間に若干ボタンの掛け違いがあるのかと個人的に思いながら聞いていました。

座長も調べられたようですが、倫理とは普遍的な基準となるものとなっています。普遍的な基準となるものを条例で定めないと、果たして私たちは守れないのかというところは大変逆行しているのではないかなと。

過去に政務活動費の過ちがたくさんあったときに、先輩議員の多くは非を認めてみずからの進退を決めて、また選挙の洗礼を受けて、この議会という場にたどり着いた先輩議員もいらっしやれば、やめられた方もいらっしや

います。

もはやそれもできないような状態に陥っているということは、議会としては改革が前に進んでいるところか、議会の品位・モラルは下がってきていると言わざるを得ないのではないかと考えています。

その中で、座長の提案は倫理というものに対して皆さんの共通認識がどこまで持っていて、それを踏まえた上で、どこまでを議員政治倫理条例として考えるべきなのかということの、まずは1つのたたき台として今回のテーマを選ばれたのだと思います。

議員の政治倫理を調べてみたところ、実際の法律に抵触していなくても政治家の持たなければならない行動規範とありました。したがって、冒頭にあった警察がどうだとか司法がどう判断するかではなく、私たちがそれについてどう考えるのかというところを座長が問われているのだと考えています。

私の思いとしては、そもそも木下委員がやったことは仮に法律で裁かれなくても、ここでまた市民から大変多くの信頼を失ったと。そのあとの行動についても、説明にも出てこなければ市民の皆さんに経緯やその後の自分の進退についても表明をしない中で、議員報酬をもらい続けているという状況において、大

変大きな問題だと思っています。

そういった意味では、彼はもう完全に倫理を逸脱した行為を現在も行っているという前提に立って、例えば全員が共通認識となった上で議員政治倫理条例というものでどこまで何を縛れるのか、その可能性について議論するということはあってもいいのかと思いますが、そもそもやっていること自体が皆さんの倫理観においてどうなのかというところのコンセンサスが取れないのであれば、議員政治倫理条例の議論を始めようとしてもあまりにもスタート位置が違い過ぎて、ではどこまで書くのですかと。

勝手に夜中に入ってきてはいけませんとか、女性職員にメールを送ってはいけませんとか、人の嫌がることをしてはいけませんとか。富山市議会としてこのような条例をつくらなければならないのか、そこまで落ちてしまうのかということはしっかりと考えていただきたいです。

これは糾弾するのではなくて、きちんと皆さんの持っている倫理観として現状がどういう状況と考えているのか意見を述べた上で議論していただきたいなと思っています。

市民からの請願にも高い倫理観が求められるとありました。私としては、条例を定めてほ

しいというところで、皆さんが当たり前でこんなものを条文につけるまでもないというところをどこまで共有できるのか、という意味でもしっかりと意見を表明していただきたいと思います。

赤星委員

木下委員の行為については、全会一致で糾弾決議を可決したわけですから、倫理にもとる行為だということはもう既に合意済みだと思います。本調査会で個別の案件についてずっと議題にするというのは私もちょっと違和感があります。

先ほど座長が気にしておられた深夜の庁舎に入ること自体どうなのかという問題については、そこで仕事をするとか勉強をするとか、そういった真っ当な目的であれば特に問題ないと思います。私も議会の仕事でどうしても遅くなったことが何度もあります。政務活動費の不正発覚が相次いだ時期は、本当に真夜中まで連日残って調査をしていました。仕事でやむを得ずという時期もありました。

ただ、後から聞いてびっくりしたのは、そういう深夜や早朝に木下委員が出てきたときに勝手に議会事務局へ侵入して職員の机を触っていたことです。これは誰が聞いてもだめなことなので、それをあえてみんなで再確認す

る必要があるのかなと思います。

議員政治倫理条例については、政治倫理基準というものの一議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないと定めるわけです。その中で、市民全体の代表者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎むことというように定めれば、細かいこと一勝手に入ってははいけませんとかメールを送ってははいけませんとか、そういうことを一々条例に書くわけではないので。そういった議員政治倫理条例を早くつくって定める。

政治倫理基準に違反した疑いが持たれた場合は、その議員みずからが説明することと、議長が政治倫理審査会を設置して、そこで審査をして、審査の結果によっては議長が辞職を勧告するとか、条例を守ることを警告するとか、そういった措置がとれる。

そういうシステム化や市民への約束でもある条例がない段階でああだこうだと言っても。糾弾決議を可決した以上は何もできないことからみんなもどかしい思いをしているわけなのです。ここはきちんとかういうルールにしたがって富山市議会はやるんだということを市民の皆さんにお見せする、約束する意味でも、早く条例の検討に入ったほうがいいと思います。

座長                   この議題は初めて出しました。最初の議題で、意見を聞くのにまだ一巡もしていない状況です。この話題をあまり議論したくないというふうな意見があるということは、逆によく理解しました。

赤星委員           議論をしたくないわけではなくて、この場で個別のことをずっと議論するのがふさわしいのかどうかということです。

座長                   倫理の共通認識を持ちたいと思った中で、これを個別の事案と考えている議員がいますが、そうではなくてこれは大問題の状態が続いていると思っている議員もいます。これは御意見として理解するようにはします。なかなか理解しがたいけれども。

赤星委員           大問題の状態が続いていることはそのとおりで、私もそう思います。

座長                   それであれば話し合うことが当然だと思うのですが、それはどう思いますか。

赤星委員           話し合って何を導き出したいのですか。

座長                   話し合わずに議員政治倫理条例だけを決めて

いくということだけでは、私は適策ではないと判断しています。

私の考えを理解していただけないのかなと思いますけれども、一通り意見を聞きたいと思います。

尾上委員

倫理観というものは、別に我々議員だけではなくて国民全てが持ち合わせなければならないことだと思っていますし、皆さんが倫理観というものを持っていて、それに基づいて常日ごろの行動をされていると思っています。国にはそれを定めた条例や法律があるわけではなくて、倫理観を何だかんだとって条例にしなければならないということは、本来はないというふうに思っています。

もし、今やるのであれば、先ほど赤星委員が言われたように倫理観を守らなかった場合の罰則規定というものを明確にしておかないと、単にこうしたらだめ、ああしたらだめ、こうしなさい、ああしなさいというものをつくっても何もならないのかなと思っています。

今議題になっている木下委員については、先ほどから皆さんが言われるように当然誰が見ても倫理的におかしい行動であって許されるものではないですし、報道もさることながら、説明責任をきちんと果たしていないことなど、

全てにおいて倫理的に問題があるだろうと個人的には思っています。

先ほどから何人かの方が言われましたが、それを解き明かしたからといって、解き明かさないと議員政治倫理条例がつかれない、つくれるという話というのはちょっと違うのかなと思います。ただ、皆さんが共通認識を持って取り組まなければきちんとした条例にならないという考え方も無きにしも非ずなのかなという気もいたします。

いずれにしても、つくるにしろつくらぬにしろ、条例自体の議論をもう少し早く推し進めるべきではないかなと考えております。

大島委員

木下委員とは会派控室が同室でありますし、最近が一番仲良くしており、ある程度相談を受けていた時期もありました。

まず、忍び込んで見つかったということの後日聞いて、言語道断であって即刻議員をやめたほうがいいと思いましたので、6月定例会に議会として辞職勧告決議を提出しなかったことは非常に不思議であります。

私も糾弾決議の提出者になって、決議は全会一致で可決となりましたが、皆さん御存じのように、これは本人の意思次第で法的拘束力はありません。



今座長は、法律の問題を抜きにしてと言われましたが、木下委員のことを今語ることは非常に危ないというか、難しいことだと思います。彼も弁護士をつけて自分の身の振り方を考えているはずですので、木下委員のこういう話をするときは、彼に弁明の機会を与えなければならないと思います。

糾弾するのは結構ですが、彼にも弁明の機会を与えるべきだと思いますし、ましてや、議会事務局の中に入っただけとはいけないという申し合せといいますか、通知・通達を決められたのは、私たちが補欠選挙で当選する何カ月か前のことで、私どもが補欠選挙で当選した後は、以前、情報公開請求をしたことが漏れるなどいろいろな問題があったので、当局の各部局に入ることはまかりならない、もし用事がある場合は会派控室に呼ぶようにという話をいただきましたが、その時点で議会事務局に入っただけとはいけないという通知・通達は見たことがございません。

そういうことを含めると、彼がどこまで知っていたのかということに対して、今捜査継続中であり、今後書類送検されて起訴されるか、不起訴になるか、起訴猶予になるのかはわかりませんが、今の段階で法的な問題を抜きにして、私たちが彼に対して言うということ、

糾弾決議を可決した以上にはできないことはない  
と思っております。

加えて、議員政治倫理条例に関する請願につ  
いてですが、彼がそういう行為をしながらよ  
くぬけぬけと紹介議員になったと思って、す  
ぐに紹介議員の取り下げを行うのは当然です  
し彼もそれを希望しておりましたが、これを  
議会で認めなかったということは私にとって  
非常に不可解であります。彼に議員辞職させ  
るということであれば、紹介議員から名前を  
消すということは富山市議会の名誉のため  
には当然のことではなかったかと思えます。

最後に、忍び込んで見つかったという事件の  
後、彼が議長に呼び出されて説明をしている  
はずですが、そのときに議長から一また議会  
事務局からかもしれませんが、彼に対して心  
理的、精神的に病んでいる可能性があること  
から心療内科を受診しなさいと言われたと思  
っております。

カメラで撮影されている各派代表者会議の中  
で土下座するというのは、彼が精神的に病ん  
でいるというふうにしか思えません。そうい  
うことも含めると、精神的に障害があったと  
きの犯行ということであればまた話は別で、  
それについてどこまで言えるのかというのは  
私にもわかりませんし、弁護士と相談の上だ

と思います。

今回個人的なことを取り上げるのは非常に大事なこともかもしれませんが、推定無罪ですが、政務活動費の問題で今公判中の方がいらっしゃったり、不起訴処分の方が会派事務職員でおられたり、そういう方々を抜きにしてこの話をするというのは、私にとってはちょっと無理があるのではないかと思いますし、市民の方々もそういうふうに思っていちゃるのではないかと思います。

お盆の間にいろいろな方と話して、木下委員の問題だけではないと強く感じております。

座長                   ほかの問題もあるから、これを議論すべきではないということですか。

大島議員               いえ、そういうことではありません。

座長                   そういうことではないのですか。

本調査会の私が所属する会派の委員は、全員が平成28年度にあった補欠選挙以降の議員です。私の進行は下手かもしれませんが、今起きていることを今議論すべきではないかと思います。

大島委員の意見の中でそういう価値観もあるのかと思った—そういった意見を待っていた

のですが一不在の議会事務局に入ってはだめというルールがあれば入ってはだめだけれども、それがなかったらと。それがなくても入ってはだめだという倫理観が普通はあるのかと思っていたものですから、そこでも違うのだなと認識した次第です。

久保委員

ちょっと不思議だなと思ったのが、倫理について語ろうといったときに、弁護士を入れて事実認定をどうだという議論に持っていかれると、そもそも議員政治倫理条例は何のために必要なのかと。それは警察と司法に任せればいいではないかというところに回帰してしまいそうで大変残念な意見でした。

また、大島委員の意見の中でどうしても納得できないのが、弁明の機会を与えるべきということです。例えばその後のいろいろなやり取りをしている中や、きょうの本調査会に出席されればいいだけであって、それ自体も個人が拒否しているにも関わらず、それを彼に認めるべきだし精神状態においてどうだと。これは普遍的でも何でもなくて、倫理について語りましょうといているのに全く違った物差しを持ってきて話をすりかえられているので、もう一度倫理というところにおいて議論をしていただけないかと思います。

大島委員 法的に違反があるのと倫理的に違反があるのとでは当然違います。それと今捜査が継続中ですので、ここで弁明するということは捜査に影響を与えることが十分に考えられることから、当然出席しないということも彼の選択ではあったのかなと思います。

また、補欠選挙以降に各部局や議会事務局も含めて入らないようにと言われましたが、それ以降でも平気で入っていらっしゃるという場面をよく見かけましたので、その辺は徹底されていないということも十分認識すべきではないかと思います。

座長 私はそのような現場を一度も見たことはありませんが、不在の、誰もいない議会事務局にどなたか入ったところを見たことがあるのですか。

大島委員 不在とは言っていません。

座長 不在か不在でないかというのは大きな違いではないですか。留守のところに入るのと、人がいるところに一人がいて拒絶すればそれで済むことですから、それとは大きく違います。基本的には議論をしたくないという大島委員のメッセージだと思しますので、これはこれ

でやめておきましょう。

法的なことをここで議論するつもりは毛頭ありません。逆に、法的なことが進まなければこのことが議論できないのかという意見は、意見として大変大事だと思います。

久保委員

今、大島委員は通達を知らなかったと。ここで明らかにしておきたいのは、もしもこの先決めるべき議員政治倫理条例では、不在の議会事務局や一般職員の机の引き出しをあけたり物を触ることなどについて、通達がなかったらやってもいいのだというふうに聞こえかねないので、これは前言をしっかりと撤回していただかないと。これは共通でだめな話だと思っています。

通達がなかったことについては、司法の場で彼がどういう事実認定をしていたかは別ですが、これは倫理として、例えば私は女性職員の机の引き出しを無断であけたり、夜中に議会事務局に忍び込んでいろいろな書類を物色したりするということは絶対にだめなことですから、これは議論の余地がないということで、これはしっかりと肯定していただきたいと思っています。

座長

それは個人の倫理観で、個人で違うからこそ

いろいろな議論をしたいと思ったので、他人に押しつけることはしないでください。

高田 真里委員 先ほど座長も言われましたが、木下委員は補欠選挙で一緒に当選した同期であり、そして全国ニュースにもなった大きな問題で市民から失った富山市議会の信用を、同期としてまた一から積み上げていこう、頑張っていこうと思っていたのです。

今回こういうことがあって本当に残念なのと、最初は腹立たしく思ったのですが、実際に報道されているものを見てみると、私たち市議会議員全員が同僚としてというような書かれ方をしている、木下委員がしたことがどうというよりも、この議会で同僚として気づけなかったことにすごく残念で悔しい思いをしました。

いろいろな市民の方と接している中で、普段すごく温厚な方で政務活動費のいろいろな問題にも割と温厚に検討してくださっていた方でも、今回のことはとにかくすごく御立腹されています。要は、議員をやめない限りは報酬が出るということはやっぱり許せない。皆さんが本当に一生懸命働いて納めていただいている税金から政務活動費も議員報酬も賄っているわけなので、そのようなことを考え

たときに本当に論外の話だと思っています。木下委員が深夜に何度も出入りしていたということについて、仮に100歩譲ってどうしてもきょうじゅうに取りに行かなければならない書類があって、深夜にその書類を取りに来たということが一度や二度あったとしても、何日も頻繁に深夜の庁舎に出入りしていたということなのです。

法と道德というものを分けるとすれば、法で裁かれることではないのかもしれませんが、一般的に社会通念上の倫理観と言われるもので考えたときに、やっぱりそれはあり得ないものだと思っています。

ましてや議会事務局に侵入していて、それも発覚したときが初めてではないのではないかと疑われるような状況で、机に置かれていたものの位置が変わっていたとか、そのように議会事務局の職員が感じていて、やっぱりおかしいとか怖いという思いを抱かせているということは、議員として以前に人としてどうなのかなという思いもあります。

この問題を避けながら議員政治倫理条例の話をしましよとなると、一般市民は、同じ同僚議員の倫理上おかしなことも解決しないで、糾弾決議を可決しただけで議員政治倫理条例をつくるんだというふうに思われると思いま



すので、これは避けては通れない問題だろうと考えています。

座長 私は座長として、同じ思いを持つわけです。この話題を抜きにして話を先に進めていって、逆に皆さんに怒られるのではないかというふうに思っていたわけですが、この話題を選んだことがあまり歓迎されなかったことが本当に殊更意外でした。今の意見でこの題材を今回採用して少しだけほっとしました。

泉委員 多分これは自民党会派と他の会派で意見が割れます。今まで請願などで仲間としてやって来られた方とそうではなかった方とでは意見は分かれると思います。まず議会事務局に確認したいのですが、議会改革検討調査会というのは公務ですよ。

議事調査課長 公務です。地方自治法に基づいて設けられている諸会議の場です。

泉委員 公務ですよ。議会改革検討調査会や議会報編集委員会は委員の代理出席ができるなど常任委員会とは多少違う雰囲気があったものですから、今の質問をしました。そこで、木下委員が都合により欠席するとい

うのは、誰がどのように聞いたのですか。きょう出席しないという連絡はどのように受けられたのですか。

議事調査課長 きょうの欠席につきましては、欠席届が郵送で届いております。

泉委員 そういうものがきちんと出ているのですね。わかりました。本来は今私が座っている席が木下委員の席なので、なぜきょう私がこの席なのかと違和感がありました。正当な理由なくという言い方ではないのですが、都合によりという理由で欠席されているわけですよ。

座長 私から話をします。欠席理由は、都合によりではなくて、「捜査継続中のため」というふうに書いてあります。

泉委員 彼がこういう公の場に出てきてみずからの説明責任といいますか、そういったことをきちんとしようとしなさい、そういう方がこの委員会の委員であっていいのかどうかを今回は本調査会の中で示すべきだと思います。なぜかということ、糾弾決議以降、富山市議会として公には何らアクションを起こしていま

せん。1つ提案なのですが、彼がこの調査会のメンバーでいいのかどうか、それすら議論しないで次には進めないと思います。

突然の提案かもしれませんが、彼が本当にこの調査会にいていいか、私は別に採決までする必要はないと思いますが、その意見もきちんと聞かないでこれからの議会改革、特に議員政治倫理条例について踏み込んでいけないのではないかという気がしていて、さっきから非常に疑問に思っていました。何らかのアクションを起こすべきだと思っています。

座長

一応一通り意見をお聞きしました。

考え方は2つに分かれてしまっています。今の泉委員の提案が多数を占めてどう制御しようかと思っていたくらいですが、このような状況ですので、今の泉委員の提案についてはちょっと苦しいのかなという感触を持って、ここに座って皆さんの話をお聞きした次第です。

ただ、倫理観ですとか、今木下委員に対する糾弾決議を可決してこの状態で放置されていることに対する議会の置かれる危機感ですとか、そういったものに対する考え方の違いが大きくあるということは逆にわかりました。これ以上議論を深めても雰囲気も悪いですし、

あまりいい結果を導き出せないと思います。本来、倫理観については議題とすべきではないという意見も複数あったということを含めて議長に報告させていただきますので、この話題については締めさせていただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

座長

それでは次の話題に入ります、次も空気が悪くなるかもしれませんが。

議員政治倫理条例に関する請願を審査した際の議会運営委員会で、私は一委員として会派光について発言させていただきました。どういった発言かと言いますと、ほかの会派同様、会派光に会派事務職員がいらっしゃって、会派事務職員の人件費が政務活動費から支払われています。まず、政務活動費の本来の目的、趣旨、大原則としては、政党活動、政治活動、後援会活動、私的活動には使えないということが明確に分けられているということは皆さん良く御存じだと思います。

ところが、会派光の会派事務職員の方は政党一政党というところちょっと語弊があるかもしれませんが、政務活動費の運用指針では政党というふうに位置づけています。一緒に政策チ

ームを組んでいる政策チーム光の別の議員の事務所で働く方に対して、この方は会派光の会派事務職員と同一人物であって、その方の人件費が政務活動費から支払われていると。また、その方に支払われている人件費の時給が、ほかの会派の会派事務職員の概ね倍の金額で、大変短い時間のフレックスタイムとなっていることから、この給料がどこに支払われているのか見分けがつかなくなるので、こういったことは倫理的にやめるべきではないかと話したわけです。また2人会派ですので、そもそも政務活動費そのものがそれほど潤沢にあるわけではありませんが、その中で大きな割合を占めているものを支払っています。こういったことを含めて、私からそれは倫理的に問題を含んでおり、こういった問題を議論することなく前に進んでいくことは大変困るので、これも議論して議員政治倫理条例を一度検討するべきではないかという話しをしたわけです。

ただ、私が発言した場はもともと会派光の議員が委員ではないことから発言できる場がなかったため、そのことに対して反論と申しますか、まずは発言していただくということになっております。その後、皆さんの御意見をお聞きしたいと思っています。

上野委員

まず政務活動費について、人件費はもちろん政務活動に関する部分にしか支給しておりません。したがって、私どもの会派では倫理観に反しているというふうには思っておりません。また、座長からほかの会派の会派事務職員の時給の倍程度と言われましたけれども、一応議事録を確認したところ、議会運営委員会では時給換算で2,000円程度というふうに言っておられました。ただ、平成28年10月分以降の話なのですけれども、自民党会派に会派事務職員が2人おられるのは周知の事実だと思いますが、月額の給与が異なる方が2人おられたという形になっています。

その当時の雇用契約書は恐らくインターネットに掲載されていないので詳細はわかりかねますが、人物の能力に応じて給与の形をかえるということは政務活動費の運用指針上、問題がないと思っております。そのように会派として考えております。

政務活動費に対して大きなパーセンテージを占めているというふうな言葉もありましたが、やはり議員の数が少ないので、それは恐らくどこの少数会派も同じような形になるのではないかと思っております。今おっしゃられた内容については以上です。

座長

今、回答された中に自民党会派の給与が違うという話がありましたが、大体会派の会派補助業務は時給1,000円程度となっています。これは皆さんよく御存じで、それぞれの会派で時給1,000円程度だと思います。会派光が時給2,000円払っておられるということについてはいかがでしょうか。

上野委員

今、私が述べましたとおり、その方の職務・業務の内容なのか職歴なのか年齢なのか性別なのかは私にもわかりかねますが、政務活動費から支払う分に時給幾らという形で積算されること自体、私どもとしては違和感があります。

会派補助業務という形の中で、例えば会派補助業務が一体どこまでの範囲なのかは会派間によっても違うかもしれませんし、補助という言葉自体も考え方が違うかもしれません。あくまで会派が行う活動を補うということは私たちも存じ上げていますが、その時給が高いのか低いのかという話になると、では最低賃金がいいのか市職員に準ずる形がいいのか、という話にまで言及しなければならないと思いますので、倫理観ということで議会改革検討調査会で話し合うよりも政務活動費のあり方検討会で話すべきではないかと思っています。

す。

座長

時給の問題はそのような回答をされると。会派事務職員が、同じく政党一政策チームを組む方の事務所の職員であるということについて、その上、ほかの会派の会派事務職員の倍の時給が払われて、どちらのために給与を払っているのかがわかりにくく、非常に悪い誤解を生みやすいというような認識はありませんか。

上野委員

政党の職員であるということですが、政党からそのような支出はもちろんしておりませんし、そういったことについてどういう形で座長の耳に入っているのか私どももわかりませんが、私どもとしては政務活動費で支出している部分に関して、私どもが用いるものに関してはもちろんきちんと提示させていただきたいと思っていますし、それではっきりすることではないかと思っています。

ただ、座長が議会運営委員会で言われたとおり、会派間での質問状のやり取りですとか、会派の中においても意見が違ったりということもありましたので、こちらとしても答えかねるという状況になっています。きちんと区分すべきではないかということについては、



こちらとしては区分できていると考えております。

座長

会派光の会派事務職員が、政策チーム光一今は解散されたかもしれませんがも一そこで一緒にチームを組む別の議員の事務所のスタッフを兼ねているということと、なおかつその区別がつきにくいということ。

会派光の会派事務職員は、会派控室での勤務時間が大変短いにもかかわらず、他会派の結構長い時間働いておられる方と同じ給与を払っているということは問題ではないというふうに思っておられるということで間違いないですね。

上野委員

勤務時間や勤務内容の話、時給がどうという話になりますと、倫理観云々というよりも、あくまでルール上どのように定められているかということや、政務活動以外のところに支出していたということであれば確かに倫理観に反するとは思いますが、私たちはあくまで政務活動の補助のための会派事務職員を雇っており、その業務しかさせていないことから、それに対しては倫理に反しているとは考えていません。

座長 戻りますが、会派補助業務しかさせていないのに、時給は2,000円ということですよ。

上野委員 会派補助業務の内容について、恐らく会派間で意識が違うのかなと思っています。補助業務の範囲がどこまでなのか、例えば資料の作成など簡単な業務にとどまっているのか、それともそれ以上のことをさせてもいいのかということも含めて今後協議していただきたいと思っているのですが、簡単な業務だから時給が低くていいという考え方自体も果たしてそれでいいのかどうか。

座長 一応お答えいただきました。以上のことを聞いて、政治倫理の観点からどう思われるのか御意見を伺いたいと思います。

久保委員 これはいくつかの視点があると思っておりまして、まず会派光は選挙のときに政務活動費はもう要らないのではないかというような公約をされていたような気がします。税金である政務活動費を使うに当たって、倫理観を持って、できるだけ無駄遣いをしないでおこうと一番先頭に立っていかれるべき会派だったのでないかと思っており、市民の方もそういったところに期待されて投票されたのでは

ないかなと思います。

例えば、自分たちが会派事務職員と雇用契約を結んだ後にほかの会派と比べて著しく時給が高過ぎたということがもしもわかれば、自分たちの業務内容や他会派にどのようなことをしているのかを聞いて、本当に自分たちの契約が政務活動費を使用していくに当たって他会派と比べてどうなのかということをもまずはしっかりと当たっていただかないと。

ここに回答を持ってこられなくて、どこにも書いてないから書いてあるとおりのことはしっかりやっているのだから何も問題ないのではないかということでは、投票された市民の方の中にはがっかりされた方もいるのではないかと思います。まさにこれが政治倫理だと思っています。

もう一つは、当該事務員が県議会議員の秘書を兼ねていたとか、選挙運動を手伝っていたのではないとか、政治活動の応援をしていたことを目撃したという市民の方からの御意見も伺っていますし、議員の中には実際それを見られた方もいます。その中で、私たちが従前から問題としているのは、平成28年11月の市議会議員補欠選挙から平成29年4月の市議会議員選挙までの間に県議会議員の秘書を兼務しているということであれば、兼

務は物理的にできないのではないかと。

実は先日、社会保険労務士にこういう雇用契約書は成立しますかと聞きに行ったら、物理的に無理なものは但し書きが書いてあったとしても無効になる可能性が非常に高いと言われました。無効な労働契約をもとに支出をしていたということになると、これは大変な問題になるわけです。

そのことについて会派光には再三にわたって質問状を渡したのですが、一切答えていません。政務活動費の運用指針に書いてあるわけです。使用したものについては市民に対して明確に説明するという約束をしているにもかかわらず、このモラルも守れない。けれども議員政治倫理条例に関する請願の紹介議員にもなっており、条例をつくるべきだという。上野委員には、まずは御自身の説明責任をしっかりと明確に果たしていただいて、私たちもそうなのか、それでは杞憂だなと納得できるような説明をしっかりといただいてから、議員政治倫理条例についてどうかということをお話しされるべきではないかと思います。請願を出された方もこういう話を知っておられるのかどうかわかりませんが、こういうところはしっかりと大丈夫ですというふうに説明をしていただきたいと思います。

座長

ちょっと踏み込み過ぎの部分もあるので、会派事務職員を雇っているほかの会派の方の御意見をお聞きしたいと思います。

会派には政党のあるところとないところがありますが、それぞれ御自身の会派事務職員の立ち位置と関係を含めて、現状の会派光の問題が倫理的にどうか、おかしくないということを含めて遠慮なく言っていただければと思います。

松尾委員

座長が倫理とはというテーマで話を進めてきて、まず木下委員のことに関しては倫理なんていう問題ではないくらい論外だということであったと思います。それが座長の本当の思いだったのかなとちょっと気になりました。会派光の今回のことですが、会派事務職員を雇うことについては、政務活動の補助という名目です。ただ、その境目というのは非常に難しいわけです。その中で、だからこそできる限りその曖昧なものを排除していかなければならないということで、公明党会派でいえば、まずは党員は論外で、支持団体でも会派事務職員になることはあってはならないだろうと。そこまでする必要もないのかもしれませんが、市民の皆さんに間違えられる可能性について気を使わないとなりません。

また、お話をいろいろと聞いていると、運転手だとか選挙が云々という話がありましたが、それはもう絶対にあってはならない—ないのかもしれませんが—市民の皆様に対して疑われる可能性があるということ自体避けていかなければならないというのが大前提です。

倫理とはというところに戻りますが、要は私たちは市民の皆さんに御迷惑をおかけしない、指摘されないようにしていきたいという意味で、議員同士でいろいろなことを指摘し合って、おかしくないですかということと言い合って、しっかりと改善するところは改善しなければなりません。

会派光は時給2,000円ということですが、それがわかったのであれば、それはすぐに改善するべきことだったのではないかなというふうに今話を聞いて思いました。

それはおかしいでしょとみんなが言っているのに、うちはそれは関係ないですみたいな—ちょっと言葉は悪いですが—そういうことについて、それ自体が倫理観としてちょっとおかしいのではないかと思っています。

やっぱり倫理を語る上では、いろいろな指摘をみんなでしあって、自分たちの会派でいろいろと考えて、疑われる可能性があれば改善しようというふうに思っていくのが普通なの

ではないかなと。これが自分や公明党会派の中での倫理だなと実感したのでお話ししました。

村石委員

まず、1点目は基本的にはいろいろな問題が起きたときに各会派で誠意をもってやり取りをするというのは今までもやってきたし、これからもやればよいと思います。ただし、各会派でやり取りしてもなかなかお互いに解決できない場合は、やはり議員政治倫理条例の中で審査会というものをつくって、その審査会の中で審査をして、その結果を議長に報告して、議長が措置するということがあるので、やはり私は今の問題も議員政治倫理条例の中で解決していくものではないかなと思います。また、政務活動費の運用指針の中には社会通念上という言葉があります。社会通念上妥当かどうかということですが、振り返ってみると、市政報告会が終わった後にアルコールを出しているとか……

座長

焦点がぼけるので、会派事務職員に時給2,000円で短時間勤務という事案のことしか答えていただかなくて結構です。なおかつ、その方が政党—御自身が加盟する政党と関係する方であるということについての御意見を言ってください。

村石委員

社会通念上という言葉があります。そういう意味では、雇用契約を結ぶときに社会通念上という認識をもとに金額を決めればよいということが言えると思います。

ちなみに、もちろん皆さん主張されるように他会派の会派事務職員の賃金についても参考にしたり、あるいは公務員だったら職務給とかどういう仕事をするかによって当然賃金は違って来るわけです。調査・研究する際に、調査機関に委託するよりもその方に調査・研究していただければ比較的安くなる場合もあるので、社会通念上どうなるかという視点で考えるべきだと思います。ですから、2,000円が高いとか高くないということは即答できません。

我が会派は時給を1,000円としています。それはあくまで政務活動の補助だけです。別に調査・研究を委託して何月何日まで報告書を挙げてくださいというような業務をさせているわけではないので、そういう意味では政務活動の補助ということで1,000円としています。来年度からは会計年度職員のことがありますので、ことし4月からは一時金を支給することにしています。

これは社会通念上、パート職員の給与についても期末手当を支給するというような形にな



ってきたので、社会的な情勢を捉えて、夏と冬に一時金を支給することにしています。

座長 念のために確認しますが、会派事務職員は政務活動の補助業務に対する支給を認められているだけですが、村石委員はそうではなくて、社会通念上は調査業務をしてもいいし時給を倍払っても問題ないというのが、村石委員の社会通念ということですね。政党の関係はどうか。

村石委員 勤務時間内に政党活動をしたり、後援会活動をしたり、選挙活動をしたり、そのような活動は一切できないということになっています。それはあくまで政務活動費を支払っている勤務時間内ということですよ。

座長 明確にできないというのはどのように証明されますか。

村石委員 私たちが会派事務職員の働いているところを見ているし、そういうことをしてはいけないと雇用契約書に明記してありますので、お互いにそのことを守らなければならないということです。旧の運用指針のときから雇用契約書の中で明確にしています。

座長                    それもそうですけれども、実際の時給と勤務時間を考えたら、それ以外の活動をするのはもともと想定された金額を払っていないということで、証明しなくても自動的に証明できる体制をとっておられると思います。それが現在どうかということは今議論しています。ただ、村石委員の社会通念上では内側に入っているということですね。

高田 真里委員        今ほど村石委員から政務活動を補助する以外に、例えば調査させても大丈夫というような意見があったのですが。

（「調査の補助です」と発言する者あり）

高田 真里委員        政務活動費の運用指針には、会派が行う活動を補助する人を雇うことができますとしっかり明記されています。会派控室における補助のみで会派控室以外のことはだめですとも明記されています。  
それを社会通念上の範囲に持っていくのは間違っていると思っていて、会派控室の中で会派で行う政務活動の範疇の補助です。補助以外のことをさせるなとは言いませんが、してもらうのであれば、例えば会派控室以外のことや、政務活動費以外の自腹で支給する一政

務活動費以外のところから自分のお金で雇うというのは構わないのですが、政務活動費を支払っているのにその範疇を広げるということは運用指針に反すると思いますので、それはよくないと思います。

座長                   この議論はこれ以上深めず、前へ進めたいと思います。

尾上委員           松尾委員からもありましたが、政務活動の範囲をここまでというのは非常に難しいところでは。基本的には我々は政務活動以外のことは会派事務職員にはやらせませんし、本人も重々承知しております。それ以外のことはやらないようにと本人もわかっているところです。それに見合った手当を支給しているというふうに我々の会派では考えています。

今ほどの問題については、大分前からそういう疑惑を持たれないように調べて改善したらどうかと、別に悪いとかいいとかという話を今まで会派光に言ったことはないと思いますが、自民党会派からいろいろと質問されている中であまり納得のいく返事をもったことがないというのが私の第一印象です。

これまではこのようなことになる前に、ある程度解決できていたのかなと思っています。

実際に会派光の会派事務職員のことを事細かく調査したわけではないのでそれ以上のことはわかりませんが、もし一般市民から疑惑を持たれるようなことがあるのであれば、早急に改善されたらどうかと思っております。

赤星委員

会派光の会派事務職員の時給が2,000円ということについて、自民党と会派光の間で質問状のやり取りをされているのは外側から見て私どもも何となくは知っていたのですが、時給2,000円だとか根拠がどうなっているという内容は詳しく知らされていないので、それについてよく知らない状況です。まるで空中戦を見ているような感じですので、はっきりとした見解をコメントできない立場です。その会派事務職員の方が政党活動をしていたということですが、勤務時間以外であればその方の自由だと思います。運転していたことを目撃されたという方がおられるそうですが、それが果たして勤務時間内だったのか勤務時間外だったのか、そこもはっきりとわかりませんので何とも言えないと思います。

座長

何とも言えないというか、私もそのやり取りのことは蚊帳の外で実はよく知らないのですが、時給2,000円ということと同じ政策

チームを組む政党の人物にそれぞれから給与を支払っているということです。

逆に勤務時間外であればということですが、なおかつ給与は普通の会派事務職員の倍の時給が払われているのだとすると、就業時間外に働いているのに政務活動費から支給されているのではないかという疑惑を持たれるような内容なので、それは倫理的におかしいところがあるのではないかということをお話しているわけです。

赤星委員      あくまで仮定の話です。私ははっきりそうだと確信を持っていないので、今言えません。

座長            仮定がなくても、時給が倍で短時間だということですよ。

赤星委員      そういうことなのですか。何も証拠がないので、憶測でものと言えないということを理解してください。

座長            この時給の問題については、私も公式の場で話をしていきますので、会議録はインターネットでも見れます。ただ、これも意外で、社会通念というものはなかなか難しいものですね。政治倫理を議論するにも、根本の考え方が大

きく違うのかなと思います。

最後に、それぞれの会派の会派事務職員の方は皆さん優秀だと実は思っていますが、上野委員の所属する会派光の会派事務職員の方は、ほかの会派の会派事務職員の方の時給の倍かかるような何か特別な会派補助技能をお持ちなのですか。

それを聞かせていただければ、これは私ほとんどでもない失礼なことを言っていたことになります。

上野委員

そもそもの話になるのですが、一番最初にも申し上げたとおり、会派の補助業務ということで補助だから時給1,000円が妥当であると言われている根拠が何かも聞いておりませんので、それについては答えかねます。

また、時給が倍ということについても、月額で支給していることから月額で考えますと、おそらく昨年度等は他会派と比べると月額単位ではさして高いという状況ではなかったと思います。

座長

勤務時間が短かったら、逆にその分支払う金額を少なくするチャンスなのではないですか。

上野委員

ですので、時給が妥当であるかということ自

体、果たして本当に1,000円が妥当なのかという話にもなってくると思うのです。私も会派事務職員の方たちは本当に優秀だと思っていますし、自分たちのことを補助してもらっているので、果たして時給1,000円が妥当なのかどうか。

社会通念上と言われますが、過去の書類を見ますと具体的に月額18万円の方と月額16万円の方がいて、既に2万円の差が出ているということを見ると、何が妥当なのかということ自体から話さなければならぬのかと思うのですが。

座長                   それは何を見て話しをしておられるのですか。

上野委員               インターネットに載っています。

座長                   インターネットに載っているのはわかりますが、何の差が2万円で、今、上野委員が話される社会通念の内容の話と同等レベルの問題なのか。

上野委員               自民党会派の支出になりますけれども、平成28年10月時点で領収書しか載っていないので具体はわかりませんが、月額18万円の方と月額16万円の会派事務職員がいます。

つまり、この方たちの中でも月収に差が出ているということですよ。

したがって、時給1,000円が妥当なのかどうかということも含めて、自民党会派の中ですら差が出ているということですので、妥当性などということになると、そこも含めて話し合うべきなのではないかと思います。座長も会派事務職員の皆さんは能力が高いとおっしゃいましたから、時給1,000円が妥当なのかどうか。その根拠がどこから来ているのか……

座長

当時の自民党会派に議員が何人いたのかはわかりませんが、二十数人いて、会派事務職員1人あたりでは十何人分の補助業務を行っています。それから逆算すれば、業務量は全然違うのだなと普通に考えると思います。ただ、普通の考えが違うということが、社会通念が違うことに結びつくのだろうなと思います。

久保委員

毎回この話はいつも収束しないのです。なぜかということ、例えば私たちの会派のことであれば使ったものに対する説明責任はその当時を振り返って話せばいいのですが、会派光に関して言うと、あなたたちはどういう理由で



時給2,000円を妥当だと思っているのですかという話を聞いても、毎回あなたたちは違うじゃないかとか、ほかはどうだという話に発展して、何ら正当な理由を説明していただけません。

自分たちが使ったものは自分たちできちんと説明責任を果たして、その上で他会派に対して疑義があるのであればそれを聞けばいいわけなのですが、それを毎回ごっちゃにされるのです。ここに関しては座長がしっかりとかじ取りをしていただきたいと思います。

お互いにどうだという指差しあいをするだけでしたら、私たちは今の時点で2万円の差の理由については持ち合わせていませんので、これを幾らやっても意味がないのかなと思います。ただ、私は自分が使ったものについてはしっかりと説明していただかないとだめだと思います。

上野委員

久保委員が質問状のやり取りについておっしゃいましたが、私どもの会派は説明責任を果たさないとは言っていません。ただ、疑義をかけられた本件の内容についても明確に話されない中で、私どももどこに疑義があるのかということについて回答しかねることから質問を重ねさせていただいただけで、説明責任

は果たしていると思っています。

また、説明責任を果たせというのであれば、そちらからも資料を提出していただければ、こちらとしても持ち合わせる範囲内で説明させていただきます。

押田委員

根拠と言われますが、今この場で議題になっているのは、概ね他会派が時給1,000円で会派光が時給2,000円ということです。その方に何か特別なスキルであったり、特別な任務があったり、その方だけが持ちうる何かがあるのかという話をしております。ところが根拠がないというふうになると、同一業種であれば時給はほぼ大きくかわらないというのは、この会派事務職員の間でも出ていると思います。それが大きく違うということに対する答えは、それに見合った手当ではないという答えが導き出されるのではないかなというふうに考えております。

もう1つは細くなるのですが、私ども自民党ですと会派事務職員を2人雇っております。議員は20人前後おります。会派光の場合は、議員2人で1か月間の政務活動費は恐らく30万円請求されているのではないかなと思います。会派事務職員の時給をそれにきちんと見合うような適切なものにしないと、

政務活動費は税金ですから、私たちが調査・研究のために頂戴しているお金になりますので、それにきちんと見合う金額になっているのかどうかということも見直すべきではないかと思います。他会派の財布の話なので、あまり言い過ぎることなくとどめます。

座長

会派業務について、議員が主体となって行うものの費用として政務活動費をもらっていると。その中で、会派事務の補助業務として使うべきお金であるにもかかわらず、主体がどこになっているのかわからないという御意見です。

この件について、社会通念がわからないと大幅なずれがあるということがよくわかりました。大島委員はどうですか。

大島委員

私は1人会派ですので、仮に時給1,000円で会派事務職員を雇ったとすると、月額15万円の政務活動費を全額を使うことになる可能性があります。したがって当然使わないのですが、時給1,000円、時給2,000円という今の論点については、その方の性別や年金受給者なのかパートなのかなどいろいろなケースがあります。

例えば会派光の会派事務職員の方は、これだ

けトラブルがありながらまだおられるわけですから、余人をもって代えがたしということで代えないという意思が強いわけなので、どれだけ高い時給を支払ってでもいていただきたいというふうな思いがあってのことです。これについては時給1,000円以上払ったらだめだとか、1,500円にするなどのルールを決めない限りは高い安いというのはなかなか難しい問題なのではないかなと思います。

それと別の論点で、自民党の会派の方が会派光のほうに何回か質問状を出されたことを聞いていました。その中身までは知りませんが、それは既に解決済みだと思っていたので、なぜ今それをここで蒸し返されるのかがわからなかったのです。今回、座長の発言を受けて反論されるということでありましたけれども、反論らしい反論でもありませんでした。

ある政党の政治家のためにやっていたということでそれはだめだよということであれば、それには証拠があるのか、反論できるのか、法的に問題があるのか、そういうものと別に考えて話をされないと、いつまでたっても時給1,000円、2,000円の話だけではないのではないかなというふうに感じています。

座長 その話題をここで急にやったわけでも何でもないのです。議員政治倫理条例の請願の審査をした議会運営委員会の中で出ている話で、今自民党会派がやり取りしている話とは全然別です。全然別なので、それを一緒に考えていただく必要はないのです。

大島委員 わかりません。どうしてこの場でまたその話を持ち出されるのかがわかりません。もう解決済みだと思っていました。

座長 どういうふうに解決済みだと思っていたのですか。

大島委員 自民党会派から会派光に、会派事務職員が選挙運動や街宣車に乗っていたのではないかと。

座長 今はそのような話をしていません。政務活動費の中では政党活動、私人活動、後援会活動には使ってはならないと決められていますが、同じ政党を組む別の議員の事務所で働く方一会派事務職員と同一人物に、ほかの会派事務職員の倍の時給2,000円で勤務時間が概ね1日3時間ほどということについて、時給が倍であることからより深刻な問題ではないかというようなことを議会運営委員会で話し

た上で、倫理認識について全員に御意見を一度問うていたのです。

大島委員 時給の問題になると、今度はボーナス、手当の問題も出てきますよね。時給にプラスされますから。その辺もどこまで大丈夫にするのかということまで考えないと、時給だけというのはなかなか難しいのではないかと思います。

座長 会派事務職員は、スカウトして雇用するというような、逆にそのレベルの業務だと、そこまでの問題だということです。

大島委員 ですから、もし時給ということになると、手当を出してはいけないということになると思います。時給1,000円なのに手当を出したら時給が千何十円とか、千何百円になります。素朴な疑問ですが、そういうことを考えて、全て幾らというふうにしないとおかしいのではないかなと思います。

久保委員 私も皆さんをちょっと混乱させるような情報を出し過ぎたのはよくなかったと思いますので、その点については反省しています。ただ、今回の件に関しては、議員政治倫理条

例をつくるかどうかという話が最終的に帰結する部分だと思いますが、例えば条例に文言が書いてあったからといって世の中や議会があつという間にかわるのかというと、決してそうではありません。

例えば、今の場合は政務活動費の運用指針には書いてあるけれども、例えばそこに書いてある説明責任というものを行使しないでもいられる、さらにそこに書いてなかったら、書いてないからいいではないかという言葉で済んでしまう。これでは条例に品位について書いたところで本当に実のある条例になるのかどうか。

議員政治倫理条例をつくるのであれば、まず私たちが今与えられている責任をしっかりと果たして、さらに個々の議員が倫理をしっかりと持って、今ある課題についてそれぞれがしっかりと解決するという姿勢のもとでやっていただかなければなりません。

ただ、請願の紹介議員になっている方が実は夜中の議会事務局に忍び込んでいたり、いろいろな疑義に対して説明を求めたら、こちらの証拠が出てこないと調査もしなければ回答もできませんと言われるとか。例えばそういうようなところをまずは個々の会派、議員が、きちんと直していく必要があるのではないか

と思います。そういった意味で、座長は今の議論をしていく上での、まずはその土台をどこに置くべきかということを経験的に見定めなかったのではないかなと思っています。

ただ、今日の議論の中では残念ながら現状の倫理観においても、個々の議員においても、まだまだで、まずみずからやらなければならないことは私も含めて残っているのだろうなと強く思っていますので、そこについて今後どうしていくのかということを経験的に皆さんと議論したいと思っています。

座長

私は議会運営委員会でこれは倫理上の問題だというふうに感じたことと、会派光からも反論の場がほしいという話もありましたので、議会改革検討調査会の題材として今回取り上げさせていただきました。

その中で、この件については村石委員、赤星委員、大島委員は概ね社会通念の範囲であるというふうな認識を示されたのだと思います。それ以外の方もどのレベルの問題かということについては確認しませんが、これは会派によっては大変な問題だと思っているところと、そうではないと思っているところがあるということが本日わかったのではないかと思います。



いずれにしてもこういう状態であれば、なおさら倫理についても今後検討していく必要があるかと思いますが、本日は取りとめのないような議題となりました。この倫理に関しては本調査会のメンバーでは考え方が根本的に大きくずれているということを議長に報告いたします。

赤星委員　　すみません。そもそも今の議題は議題とする上で明確な根拠もないですし、資料も何もありませんし、そういう状況で議論しろと言われても無理があったと思います。

座長　　　　根拠を出して改めてやりたいということですか。

赤星委員　　違います。自民党会派や質問状を受けた会派光だけが情報を持っておられる状態で、私たちはこうなんだよと聞かされて、どう思うかと。仮定の話みたいなことを言われて、それについて議題にして、その上で倫理的にどうだと言われても答えられないわけです。

座長　　　　赤星委員には事前に電話でこのお話をして、内容についてはわかったという話でしたよね。

赤星委員 座長に、事前にどういうふうに進められるのかお聞きしたかったので、内容を聞いてふーんと思いました。だから、きょうは何か資料を配られるのかなと思っていました。

議会運営委員会の際に聞いていても非常に違和感を感じたのは、これだけ会派光という会派名を公の会議で出されて、まるで政務活動費の不正をしていたように名指しされることは、会派光の名誉を著しく傷つけることになると問題ですので、議論する資料も何もないような状況でそういうことは慎重になさったほうが良いと思います。

座長 御意見としてお聞きします。

村石委員 座長に答えてほしいのですが、最初に公明党と日本共産党から議員政治倫理条例を策定してはどうかという提案がなされているとおっしゃられました。したがって、木下委員のことや政務活動費の使い方についての疑惑などがいろいろ出てきた場合には、議員政治倫理条例に基づいて審査会の中で審査して、議長がその結果を受けてしかるべき措置をする。加賀市議会では議長の権限で悪いことを改めない場合は議会の役職に就けないというふうにしています。

何を言いたいのかというと、座長のほうで今後議員政治倫理条例について策定する方向で議論をして、久保委員はこういう問題ということ認識しながら一違っていたらごめんなさい一議員政治倫理条例をつくるということもあっていいのではないかという趣旨の話もされましたので、私はそれに共感しています。

座長

倫理を語る上で、私は避けて通れない議論、倫理の共通的な議論をしなければならないというふうに考えて本日はテーマを出させていただいたわけです。

誰かをまな板の上に上げて懲罰したいわけではなくて、この件については会派光からの要望もありましたし、今起きている内容をこのまま放置して前へ進む、放置というかはっきりと白黒もつけないで大きな2つの問題だと思っているところと思っていないところがあるということがこれでよくわかりましたが、問題だと思っていることを棚上げして、前へ進むのではなくて、議論しながら前へ進めたいという思いで本日この議題を選ばせてもらった次第です。

村石委員

座長、一言だけ。座長は棚上げという言葉を使われましてけれども、この問題を議員政治

倫理条例をつくって審査会に提案して、審査会で審査して議長に答申すれば、ある程度の方角性が出るということであって……

座長

それは村石委員の考える方法であって、私の考える方法は1日も早くこの点について議論して前へ進めていくべきだというふうに認識している次第です。

この議題については次回議題に上げるということはいたしません、きょうの皆さんの御意見の内容はある程度理解しましたので、これで本日の協議事項は終了させていただきます。

本日の協議結果につきましては、今お話ししましたとおり私から議長に報告することといたしますので、御承知おきを願います。

次回の開催日程については、正・副座長で協議の上、改めて御案内したいと思います。

これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

令和元年8月19日  
議会改革検討調査会記録署名

座 長 江 西 照 康

署名委員 押 田 大 祐

署名委員 高 田 真 里